

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時  
令和元年7月1日（月曜日）  
午前10時開会、午前10時49分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、  
白澤勉委員、工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、千葉担当書記、吉原併任書記、本間併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
  - (1) 県土整備部  
八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、田中道路都市担当技監、  
多田副部長兼県土整備企画室長、菊地県土整備企画室企画課長、  
佐々木県土整備企画室用地課長、高橋県土整備企画室空港管理課長、  
大久保建設技術振興課総括課長、菊地建設技術振興課技術企画指導課長、  
菅原道路建設課総括課長、和村道路環境課総括課長、幸野河川課総括課長、  
佐々木河川課河川開発課長、菅原砂防災課総括課長、  
八重樫都市計画課総括課長、澤田都市計画課まちづくり課長、  
水野下水環境課総括課長、伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長、  
小野寺建築住宅課住宅計画課長、野里建築住宅課営繕課長、照井港湾課総括課長
  - (2) 企業局  
藤澤企業局長、菅原次長兼経営総務室長、細川技師長、  
菅原経営総務室経営企画課長、村上業務課総括課長、駿河業務課電気課長
- 7 一般傍聴者  
2名
- 8 会議に付した事件  
県土整備部関係  
(議案)  
ア 議案第9号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中

他の委員会付託分以外

- イ 議案第12号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第13号 建築士法施行条例の一部を改正する条例
- エ 議案第14号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
- オ 議案第16号 一般県道碁石海岸線末崎地区道路改良（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第17号 一般国道343号（仮称）渋民トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第18号 宮古港出崎地区緑地護岸築造ほか・ふ頭用地埋立工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第24号 主要地方道一関北上線柵の瀬橋旧橋撤去（下部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

吉原併任書記。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日は企業局関係の議案等の審査はございませんので、企業局職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、企業局から稲庭高原風力発電所の再開発事業の実施について発言を求められております。このため、県土整備部関係の審査終了後、企業局職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、総務委員会に付託された別表第1、環境福祉委員会に付託された別表第3及び別表第4並びに商工文教委員会に付託された別表第5の改正を除く部分を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺住宅計画課長 議案（その1）の159ページをお開き願います。県土整備部関係の議案につきましては、161ページまでとなっております。議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案説明資料の1ページをお開き願います。初めに、改正の趣旨ですが、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に要する手数料を廃止するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、条例案の内容について御説明いたします。（1）の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に要する手数料を廃止し、県が登録事務を行うこととするについて

ですが、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等に係る審査事務が簡素化されたことから、別表第7において住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び法律第12条第1項の規定に基づく変更に係る登録手数料を廃止するものであります。また、手数料の廃止に伴い、指定登録機関を廃止し、県が直接住宅の登録事務を行うことにするものであります。

(2)の租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることについてですが、特定の民間再開発事業認定申請手数料に係る規定の中で引用している租税特別措置法施行令の条項に移動があったことから、所要の整備をしようとするものであります。

次に、施行期日についてですが、公布の日からの施行としております。なお、ただいま御説明いたしました2、(2)の租税特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整備については、都市計画課において所管しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第12号建築基準法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 議案(その1)の171ページをお開き願います。議案第12号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の2ページをお開き願います。初めに、1、改正の趣旨ですが、敷地と道路との関係についての制限の対象となる特殊建築物の範囲を改めようとするものです。今般建築基準法の一部改正が行われたことに関連し、条例で接道規制を付加している特殊建築物、例えば福祉施設や商業施設など、一戸建て住宅以外の用途に供する建築物の範囲を改めようとするものであります。

次に、2、条例案の内容について御説明いたします。接道規制の対象となる特殊建築物の範囲を、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものから200平方メートルを超えるものに改めるものです。今回の法改正では、建築物の防耐火性能や地域の消防力の向上等を背景として一定の安全性が確保されているとの考え方から、小規

模な特殊建築物に対する防火関連規制が合理化され、用途変更の際に建築確認が必要となる特殊建築物の範囲が100平方メートルを超えるものから200平方メートルを超えるものに緩和されたところです。本県においても法改正の背景と同様に、小規模な特殊建築物については一定の安全性が確保されているとの考え方から、条例第4条の接道規制の対象となる特殊建築物の範囲を、100平方メートルを超えるものから200平方メートルを超えるものに改めようとするものであります。

次に、3、施行期日等についてですが、この条例は令和元年10月1日から施行すること、また所要の経過措置を講ずることとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号建築士法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 議案（その1）の172ページをお開き願います。議案第13号建築士法施行条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の3ページをお開き願います。初めに、1、改正の趣旨ですが、二級建築士及び木造建築士の登録手数料等の額を増額するとともに、あわせて所要の改正をしようとするものであります。これは、点線で囲んだ箱の中ですが、全国的に統一すべき手数料の額等については、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める額を標準として条例で定めることとされていますが、今般この政令の一部改正に伴い、条例で定める手数料の額を改正し、あわせて所要の改正をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容について御説明いたします。（1）の手数を増額することについてですが、条例8条に規定する、ア、二級建築士又は木造建築士の登録手数料を19,200円から19,300円に増額し、また、イ、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料を17,700円から17,900円に増額するものであります。

（2）の指定登録機関等に関する規定について所要の改正をすることについてですが、

これまで建築士法施行条例では、建築士等の登録事務及び試験事務を行う指定登録機関等について個別名称を規定していましたが、指定登録機関等に名称の変更や業務の休廃止等があった場合、条例改正までに一定の時間差が生じてしまうことから、条例に名称を直接規定しない規定方法に改めようとするものであります。

次に、施行期日についてですが、この条例は令和元年10月1日から施行することとしています。ただし、上記の2の(2)の改正部分は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 議案(その1)の175ページをお開き願います。議案第14号県営住宅等条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の4ページをお開き願います。初めに、1、改正の趣旨ですが、県営南青山アパートを加えることであります。

次に、2、条例案の内容について御説明申し上げます。県営南青山アパートが盛岡市に新たに完成いたしますので、別表に加えるものであります。

次に、3、施行期日についてですが、規則で定める日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号一般県道碁石海岸線末崎地区道路改良（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路建設課総括課長 議案（その1）の177ページをお開き願います。議案第16号一般県道碁石海岸線末崎地区道路改良（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の5ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。請負金額は10億5,930万円で、請負率は87.83%。請負者は、株式会社佐武建設であります。

工事概要ですが、復興関連道路に位置づけ整備を進めている一般県道碁石海岸線末崎碁石地区において、津波災害時に浸水しない道路を新設する工事を行うものであります。

工期は539日間で、令和元年度から令和2年度までの2年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、6ページに入札結果説明書を、7ページから8ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号一般国道343号（仮称）渋民トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路建設課総括課長 議案（その1）の178ページをお開き願います。議案第17号一般国道343号（仮称）渋民トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることにつ

いてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の9ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。請負金額は18億4,910万円で、請負率は87.89%。請負者は、株式会社ピーエス三菱・株式会社近江建設特定共同企業体であります。

工事概要ですが、復興支援道路に位置づけて整備を進めている一般国道343号において、急カーブ等の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通を確保することを目的として、トンネルの築造及び道路を新設する工事であります。工期は513日間で、令和元年度から令和2年度までの2年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、10ページに入札結果説明書を、11ページから12ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号宮古港出崎地区緑地護岸築造ほか・ふ頭用地埋立工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○照井港湾課総括課長 議案(その1)の179ページをお開き願います。議案第18号宮古港出崎地区緑地護岸築造ほか・ふ頭用地埋立工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の13ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりであります。請負金額は11億3,795万円で、請負率は88.48%であります。請負者は、株式会社佐賀組であります。

工事概要ですが、宮古港出崎地区において、交流の拠点となる緑地整備のため護岸の築造等を行うとともに、水深4メートルの物揚げ場背後の埠頭用地の埋立を行う工事であります。

一般会計で行う緑地の埋立工と特別会計で行う埠頭用地の埋立工を一体的に施工する必要があることから、一般会計で整備する部分と港湾整備特別会計で整備する部分を一括し

て発注するものであります。工期は421日間で、令和元年度から令和2年度までの2カ年の債務負担行為で行うものであります。

なお、14ページに入札結果説明書、15ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号主要地方道一関北上線柵の瀬橋旧橋撤去（下部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路建設課総括課長 議案（その2）の1ページをお開き願います。議案第24号主要地方道一関北上線柵の瀬橋旧橋撤去（下部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の16ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。請負金額は5億8,850万円で、請負率は91.98%。請負者は、宇部建設株式会社であります。

工事概要ですが、緊急輸送道路に指定されている主要地方道一関北上線において、車道幅員が狭く、歩道が設置されていない交通隘路を解消し、安全で円滑な交通の確保を目的とした柵の瀬橋のかけかえ工事が完了したことから、旧橋を撤去する工事であります。工期は433日間で、令和元年度から令和2年度までの2年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、17ページに入札結果説明書を、18ページから19ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○工藤勝博委員 何点かお伺いいたします。県庁前の内丸緑地のヒマラヤスギが伐採された跡地が緑地公園として整備されておりますけれども、実際の活用状況をまずお聞きしたいと思います。

○八重樫都市計画課総括課長 内丸緑地につきましては、管理者が常駐しておりませんことから利用者数については把握しておりませんが、ほぼ毎日清掃を行っております指定管理者から聞いたところによりますと、平日は、官庁街の憩いの場として多くの方々に利用されておまして、特に昨年度の状況ですと、お弁当をとられるなどお昼休み時間の利用が多かったと聞いております。

○工藤勝博委員 立地条件が大変いいという状況の中で、市民の方といいますか、県民の方から、せつかくのああいう空間をもっともっと親しみのある公園にしたらどうかと御意見が寄せられております。というのも、空間の活用の仕方ということですと、ここから見てもそうですけれども、何か無機質な感じを受けます。従来、大木の陰といいますか、日陰があったり、すごくよかったと思うのですけれども、今は、ベンチもコンクリートのベンチであるとか、樹木も親しみのある樹木ではない。特に生け垣で囲っているのが、何となく一つの区切りになっていて親しみがないと御意見が寄せられています。その辺も含めて、せつかくのいい場所を、もっともっと憩いの場所にできるような工夫が必要だと思いますけれども、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○八重樫都市計画課総括課長 内丸公園の今後の利用の仕方、あり方でございますけれども、ヒマラヤスギを伐採した後、木陰の消失など緑地の環境が変わりました。このようなことで公園の利用形態の変化も見込まれることから、県では現在内丸緑地のあり方について検討するための調査を実施しているところでございます。

具体的には、伐採後の現地の利用状況の把握を行いますとともに、地元である盛岡市、あとは周辺住民、公園利用者などの意見や要望を聞きながら、緑地として求められます機能を整理した上で、委員から御指摘がありました隣接する桜山かいわい、盛岡城跡公園などの周辺地域の環境にも配慮しながら、今後の利活用につきまして検討をしていくことにしております。

○**工藤勝博委員** ぜひ盛岡市とも協議しながら進めてほしいと思います。石割桜とか、それぞれの時期に、結構観光客もあのかいわいに来ていると思うのです。県庁前のそういう空間を、岩手らしい、盛岡らしい公園にしていればいいと思いますし、また今中学生などが修学旅行でグループを組んで歩いているのをよく見かけます。そういうときに、一歩そこに入っていろいろ調査とかできれば、さらに岩手の魅力が発信されるのではないかという思いがしておりますので、その辺も含めて、県民、また、よそから来た人たちに、さすが岩手だなと、県庁前だなということを示せるような景観をぜひつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。その辺に関して、何か具体的なことがあればお聞かせください。

○**八重樫都市計画課総括課長** 今委員が指摘されましたように、この内丸緑地は、もともとの設置目的は官庁街の休息ですとか、待ち合わせ場所としての役割を担うための施設として設置されたものではございますが、先ほども申し上げましたとおり、盛岡城跡公園の正面玄関としての立地ですとか、あるいは、現在、飲食店などが建ち並んで地域の憩いの場となっている桜山かいわいへの入り口といえますか、接している環境でもあり、官庁街と地域の歴史あるエリアとのちょうど交差する場所でもありますので、どちらにも大きな違和感が出ないような形で、立地を十分踏まえまして今後の利活用について考えていきたいと思っております。

○**佐々木茂光委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

なお、当県土整備委員会は、本日が今任期最後の開催となりますが、県土整備部の皆様には、終始誠実な御対応により、委員会の円滑な運営に御協力いただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局から稲庭高原風力発電所の再開発事業の実施について発言を求められておりますので、これを許します。

○**駿河業務課電気課長** 企業局の稲庭高原風力発電所の再開発事業の実施について御説明いたします。

お手元にお配りしました資料をごらんください。まず、事業の目的ですが、二戸市浄法寺町にあります稲庭高原風力発電所は、平成13年に運転を開始して以来17年が経過して、機器の劣化が進行し、部品交換による修繕費用が増加しております。また、固定価格買取制度による売電期間が終了します令和3年12月以降は、売電単価が大幅に低下する見込みであることから、風車を更新する再開発事業、いわゆるリニューアルを実施し、本県の再生可能エネルギーによる電力自給率を維持しようとするものです。

次に、計画概要について御説明いたします。事業費は、税抜きで約8億5,000万円。工期は2カ年で、令和2年度の着工、令和3年度の運転開始を予定しております。発電所の出

力については、送電線に空き容量がないため、現状と同じ1,980キロワットとしています。新設風車は、固定価格買取制度に基づく設備認定を平成30年度に受けており、売電単価は1キロワットアワー当たり17円が確定しております。また、売電期間は、運転開始から20年間で保証されております。この再開発事業における最終損益は、20年間で約2億9,000万円の黒字を見込んでおります。

次に、新設風車と既設風車との比較ですが、表に示しておりますとおり、これまで3基あった風車は1基となりますが、風車の効率が向上していることにより、供給電力量は年間約550万キロワットアワーとなり、既設より約35%の増加を見込んでおります。

次に、再開発スケジュールですが、今年度は風況調査のほか、風車の機種を選定いたします。令和2年度は、工事を発注し、風車の製作、地質調査、基礎の設計を行います。令和3年度は、現地工事に着手し、10月ごろの運転開始を目指します。

次のページをお開きください。上に再開発事業のイメージ写真、下に風車外形図を添付しました。既設の風車3台を撤去し、新設風車は現在の2号機の近くに設置する計画です。

下の風車外形図をごらんください。中央が既設風車ですが、ブレードの先端までの高さが75.5メートルございます。右側の新設風車は119メートルであり、高森高原風力発電所の風車と同規模になります。以上で稲庭高原風力発電所の再開発事業の実施についての説明を終わります。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対し、何かありませんか。

○白澤勉委員 何点か確認の意味を込めてお尋ねいたしますが、今回3基を撤去して1基に集約するような形で、大分効率も性能も上がってきているということです。それで、今後自主アセスメントも行って環境影響調査等も行っていくと思うのですが、これまでの既設で、例えばコウモリとかのバードストライク等の状況は、どのようなものが起きているのか、あるかないのかを含めて参考までに教えてください。

○駿河業務課電気課長 既設の稲庭高原風力発電所とバードストライクとの関係であります。運転開始直後、平成13年度以降ですが、現場での調査を行っております。その結果、バードストライクは確認されておりましたが、その後地元の要請もあり、風車のライトアップを実施しました。その後、小鳥ですけれども、バードストライクが何羽か確認され、専門家の意見を聞きまして、ライトアップを中止しました。その結果、それ以降バードストライクは確認しておりません。

○白澤勉委員 これまで、大体75メートル、50メートルぐらいの低い風車が3基あったのが、1基に集約されて大型化することもありまして、今後、その辺の自主アセスメントを丁寧に進めていただければと思います。また、この資料のイメージ写真を見ますと、支柱の根元が緑に塗られてありますけれども、この辺も環境アセスメントに関係した配慮なのか、あるいは景観を考慮したためなのか、バードストライク防止のためなのか、ちょっと参考までに教えてください。

○駿河業務課電気課長 イメージ図にあります真ん中の風車ですけれども、これは高森高

原のイメージをそのまま写しております。これは地元の要望もございまして、景観にマッチするような色を塗ってほしいということで、ここでは緑色のものを塗っております。それを参考にイメージとして載せたものでございます。

○白澤勉委員 鳥類の専門家とか、そういうバードストライク防止のために支柱に例えば目をつけるとか、何かいろいろな技術的な専門的な話もあるようですから、今後いろいろな御意見を聞きながら、コウモリとか鳥類、イヌワシ等々はこの周辺にはいないとは思いますが、対応をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つは、平成13年から運用開始されて20年近くたつたことですが、風力発電の更新のめどは、大体今回のようなスパンで考えればよろしいのでしょうか。いろいろと高森高原の風車とかの絡みもありますし、今、風力発電施設は、企業局以外の民間のものも結構岩手県には立地してきておりますので、参考までにちょっと教えていただければと思ひます。

○駿河業務課電気課長 風車の更新時期でございますけれども、設計上は20年使うことにしております。ですので、稲庭高原の風車は昨年度で17年ですので、あと数年で耐用年数を迎える状況にあります。

○白澤勉委員 高森高原の風車もやはり同じように20年でしょうか。

○駿河業務課電気課長 高森高原の風車についても設計上は20年ではありますが、使用状況によりましては、さらに長く使えることもあるかと思ひます。使用状況を見ながら最終年度は考えていきたいと思ひております。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって企業局からの報告を終わります。

当県土整備委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますので、この際、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は、去る平成29年10月に委員10名で発足し、以来委員各位におかれましてはこれまで2年間にわたり、当委員会の所管事項につきまして、終始熱心に御議論いただきました。まことにありがとうございます。

当職といたしましては、これら委員会における議案等の審査、所管事務の調査等を通じまして、二元代表制の一翼を担う議会の役割を果たすとともに、県政の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えているところであります。

また、委員会の運営に当たりましては、阿部副委員長を初め、委員各位及び執行部各位の御協力、御支援によりまして委員長の職責を果たすことができましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

終わりに、今任期をもって御勇退されるやに伺っております柳村岩見委員及び小野寺好委員におかれましては、県議会議員として県勢発展に多大なる御尽力をなされまして、その御労苦に深甚なる敬意と謝意を表するものであります。

また、来るべき選挙に立候補されます各位には、見事当選の榮譽を得られ、再び県議会議員として、さらなる県勢発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げ、挨拶いたします。まことにありがとうございました。(拍手)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。どうも御苦労さまでした。